輸出酒類販売場制度に関するＱ＆Ａ

（リファンド方式）

令和７年４月

国税庁 酒税課

【目次】

Ⅰ　輸出酒類販売場の概要 1
問１　輸出酒類販売場制度の概要を教えてください。 1
問２　消費税の輸出物品販売場の許可を受けていますが、この許可を受けていれば酒税も免税となりますか。 1
問３　輸出酒類販売場の許可を受ける場合の手続及び要件について教えてください。 1
問４　輸出酒類販売場の許可申請書は、消費税の輸出物品販売場の許可を受ける前でも提出できますか。 2
問５　消費税の輸出物品販売場の許可を受けないと、輸出酒類販売場の許可を受けることはできないのですか。 3
問６　輸出酒類販売場の制度を利用できる酒類製造者の規模に制限はありますか。 3
問７　輸出酒類販売場の許可を受けられる酒類の製造場は、製造免許を受けている酒類の品目による制限はありますか。 3
問８　酒類の製造場に併設する売店でも輸出酒類販売場の許可を受けることができますか。 3
問９　酒類の製造場に近接していない場所でアンテナショップを経営していますが、輸出酒類販売場の許可を受けることができますか。 4
問 10　「製造場と売店が近接していること」の要件は、どのように判断しますか。 4
問 11　消費税の輸出物品販売場制度では、臨時販売場が認められていますが、酒税についても免税販売を行うことはできますか。 4
問 12　消費税の輸出物品販売場制度では、自動販売機型輸出物品販売場が認められていますが、酒税についても免税販売を行うことはできますか。 4
問 13　酒類の蔵置場で輸出酒類販売場の許可を受けることはできますか。 5
問 14　輸出酒類販売場を移転する場合の手続について教えてください。 5
Ⅱ　販売できる酒類の範囲 5
問 15　輸出酒類販売場で販売する全ての酒類について、酒税の免税販売を行うことはできますか。 5
問 16　当社は、自社で製造した酒類と海外から輸入した酒類をブレンドしたものを販売していますが、その酒類について、酒税の免税販売を行うことはできますか。また、他の酒類製造者から仕入れた酒類を、自己のラベルを用いて販売する場合であっても酒税の免税販売を行うことはできますか。 6
問 17　当社は、輸出酒類販売場で他社銘柄の酒類も取り扱っていますが、他社銘柄の酒類は、酒税の免税販売を行うことはできますか。 6
問 18　輸出酒類販売場では、一人の免税購入対象者に対して酒税の免税販売を行う場合の販売数量

に制限はありますか。 6
問 19　輸出酒類販売場では、一人の免税購入対象者に対して酒税の免税販売を行う場合の販売金額に制限はありますか。 6
問 20　販売価格の合計額が５千円以上であるかどうかの判定は、消費税及び酒税込みの価格で行うのですか。 7
問 21　１本の価格が５千円以上の酒類でなければ免税対象にはならないのですか。 7
Ⅲ　免税販売の方法 7
問 22　輸出物品販売場で行う消費税の手続との違いについて教えてください。 7
問 23　酒類購入記録情報とは何ですか。 7
問 24　免税販売の対象となる「免税購入対象者」とは、どのような者をいうのですか。 8
問 25　輸出酒類販売場としての許可を受けた製造場（販売場）において、外国人事業者に対して免税販売を行うことはできますか。 8
問 26　酒税の免税販売の際に、購入者へ説明する必要事項について教えてください。 9
問 27　輸出酒類販売場で、自己が製造した酒類と他者が製造した酒類の両方を販売している場合には、適切な商品管理や表示が必要になると思いますが、どのような管理をする必要がありますか。 9
問 28　輸出酒類販売場から外国に直送することは可能ですか。 9
問 29　輸出酒類販売場で購入した免税酒類を免税購入対象者がＥＭＳ郵便物等を用いて国外に発送（いわゆる別送）した場合の取扱いについて教えてください。 10
問 30　酒類の製造場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合の記帳については、どのようにすればよいですか。 10
問 31　酒類の製造場に近接する酒類の販売場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合の販売場における記帳については、どのようにすればよいですか。 10
問 32　酒類の製造場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合における免税販売を行った酒類に係る酒税申告の方法について教えてください。 11
問 33　酒類の製造場に近接する酒類の販売場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合における免税販売を行った酒類に係る酒税申告の方法について教えてください。 11
問 34　免税購入対象者が、購入した酒類を出国前に消費や転売した場合は、販売をした酒類製造者が酒税を負担することになるのでしょうか。 11
問 35　酒税についての税関確認情報は、消費税についての税関確認情報と別々に提供されますか。 12
問 36　税関確認情報は、いつ保存すればよいですか。 12

問 37　免税販売した酒類に係る税関確認情報の提供が、その販売した日の属する月分の酒税納税申告書の提出より後となる場合の酒税申告の方法を教えてください。 12
問 38　毎月、課税移出がほとんどない場合に、免税販売した酒類に係る税関確認情報の提供が、その販売した日の属する月分の酒税納税申告書の提出より後となるときの酒税申告の方法を教えてください。 13

Ⅰ　輸出酒類販売場の概要

問１　輸出酒類販売場制度の概要を教えてください。

【答】

「輸出酒類販売場制度」は、地方創生の推進や日本産酒類のブランド価値向上等の観点から、「酒蔵ツーリズム®」の魅力を高めていくために平成 29 年 10 月 1 日から導入された制度です。

令和８年 11 月１日から消費税の輸出物品販売場の「リファンド方式」への移行に伴い、本制度も「リファンド方式」に移行します。

本制度では、酒類製造者が、消費税法に規定する輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を外国人旅行者等の免税購入対象者（問 24 参照）に対して、一定の方法で販売するとともに、購入記録情報及び酒類購入記録情報を国税庁長官に提供・保存し、当該外国人旅行者が当該酒類を国外に持ち出したことを税関が確認した情報（税関確認情報）を保存することにより、酒類に係る消費税に加えて酒税が免税されます（以下「免税販売」といいます。）。

なお、外国人旅行者に対しては、免税された消費税相当額及び酒税相当額を、返金していただくこととなります。

また、輸出酒類販売場を開設しようとする酒類製造者は、酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。

「リファンド方式」への移行や具体的な免税販売の手続については、「輸出物品販売場制度に関するＱ＆Ａ（リファンド方式）」及びⅢ免税販売の方法をご参照ください。経過措置、税関による確認、返金手続、免税販売管理システムの取扱い等は、消費税の輸出物品販売場制度と同様となります。

問２　消費税の輸出物品販売場の許可を受けていますが、この許可を受けていれば酒税も免税となりますか。

【答】

酒税の免税を受けようとする場合には、消費税の免税を受けるための輸出物品販売場の許可に加えて、輸出酒類販売場の許可も受ける必要があります。

問３　輸出酒類販売場の許可を受ける場合の手続及び要件について教えてください。

【答】

輸出酒類販売場の許可を受けるためには、許可を受けようとする酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長に「輸出酒類販売場許可申請書」(注１) を提出する必要があります。「輸出酒類販売場許可申請書」には、許可を受けようとする製造場の見取図、酒類購入記録情報の提供等に使用する情報

システムに関する書類（承認送受信事業者に委託している場合には、その契約書の写し）及び許可を受けた輸出物品販売場許可申請書の写し（既に許可を受けている場合のみ）を添付する必要があります。

許可に当たっては、税務署において販売場を確認するなどして、次に掲げる要件を満たしているかどうか審査を行いますので、時間的余裕を持って申請書を提出してください。

① 許可を受けようとする酒類製造者が、過去３年以内に輸出酒類販売場の許可を取り消されたことがない酒類製造者であり、輸出酒類販売場を経営することについて特に不適当と認められる事情がない者であること

② 許可を受けようとする酒類製造者が、酒類の製造免許の取消要件の一つである酒税法第 10 条第３号から第５号まで又は第７号から第８号までに該当していない者であること

③ 許可を受けようとする販売場が、消費税法に規定する輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場（注２）であること

④ 租税特別措置法施行令に規定する免税販売手続を適正に実施するための必要な体制が整備されている酒類の製造場であること

⑤ 酒類購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されている酒類の製造場であること

（注１）「輸出物品販売場許可申請書」と「輸出酒類販売場許可申請書」を同時に提出する場合は、「輸出物品販売場許可申請書」を提出する税務署に一括して提出することができます。

（注２）酒類の製造場とは別の場所で消費税の輸出物品販売場を経営している場合であっても、当該販売場が酒類の製造場と近接している場合で、当該販売場が酒類製造者によって管理され、製造及び販売がこれらの場所で一体的に行われているときは、当該販売場と酒類の製造場は「一の酒類の製造場」とみなすこととされています。

問４　輸出酒類販売場の許可申請書は、消費税の輸出物品販売場の許可を受ける前でも提出できますか。

【答】

「輸出酒類販売場許可申請書」は、消費税の輸出物品販売場の許可を受ける前でも提出できます。しかし、申請する販売場（製造場）において消費税の輸出物品販売場の許可を受けていることが、輸出酒類販売場の許可を受ける要件とされておりますので、消費税の輸出物品販売場の許可を受けていない場合には、併せて「輸出物品販売場許可申請書」の提出をお願いします。

問５　消費税の輸出物品販売場の許可を受けないと、輸出酒類販売場の許可を受けることはできないのですか。

【答】

輸出酒類販売場は、消費税の輸出物品販売場であることが要件とされておりますので、先に輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。なお、同日付での許可は可能となります。

問６　輸出酒類販売場の制度を利用できる酒類製造者の規模に制限はありますか。

【答】

酒類製造者（酒税法第 28 条第６項及び第 28 条の３第４項の規定により酒類製造者とみなされた者を除きます。）であれば、酒類の製成数量や課税移出数量等の規模による制限はありません。

ただし、消費税の輸出物品販売場の許可に当たり消費税の課税事業者であることが要件とされていますので、その酒類製造者が消費税の免税事業者に該当する場合は、酒税の免税は受けられませんのでご注意ください。

問７　輸出酒類販売場の許可を受けられる酒類の製造場は、製造免許を受けている酒類の品目による制限はありますか。

【答】

酒類製造者が受けている酒類の品目による制限はなく、輸出酒類販売場の許可を受けることは可能です。

ただし、酒税の免税販売を行うことができる酒類は、輸出酒類販売場の許可を受けた酒類製造者が受けている製造免許と同一品目であるものに限られます。

輸出酒類販売場において酒税の免税販売を行うことができる酒類の要件につきましては、問 15 をご参照ください。

問８　酒類の製造場に併設する売店でも輸出酒類販売場の許可を受けることができますか。

【答】

本制度は、免税購入対象者に対し酒類の製造場で販売する酒類について免税販売を行うことができることとしていますが、①製造場と売店（酒税法第９条第１項の規定により酒類の販売業免許を受けた販売場に限ります。以下同じです。）が近接していること、②製造場と売店が同一税務署管内にあること、③売店が酒類製造者によって管理され製造と販売が一体的に行われていること及び④酒税の取締り上特に不適当であると認められる事情がないことという４つの要件を全て満たす場合

には、酒類の製造場に併設する売店であっても輸出酒類販売場の許可を受けることができます。

問９　酒類の製造場に近接していない場所でアンテナショップを経営していますが、輸出酒類販売場の許可を受けることができますか。

【答】

酒類の製造場以外の販売場で輸出酒類販売場の許可を受けようとする場合には、①製造場と売店が近接していること、②製造場と売店が同一税務署管内にあること、③売店が酒類製造者によって管理され製造と販売が一体的に行われていること及び④酒税の取締り上特に不適当であると認められる事情がないことが要件となっています。

したがって、酒類の製造場に近接していないアンテナショップについては、①の要件を満たさないため、本制度の適用はありません。

問 10　「製造場と売店が近接していること」の要件は、どのように判断しますか。

【答】

酒類の製造場と販売場が近接しているかどうかは、敷地が連続している場合のほか、道路や小川等を隔てている程度の距離に位置するなど、製造場と売店との間の酒類の移動が、酒類の製造場内での酒類の移動と同視できる程度に短時間で容易にできると認められる状態にあるかどうかで判断します。

問 11　消費税の輸出物品販売場制度では、臨時販売場が認められていますが、酒税についても免税販売を行うことはできますか。

【答】

本制度は、免税購入対象者に対し酒類の製造場又は製造場に近接する販売場で一定の要件を満たす場所において販売する酒類について、消費税及び酒税の免税販売を行うことができることとしていることから、臨時販売場については、本制度の適用はありません。

問 12　消費税の輸出物品販売場制度では、自動販売機型輸出物品販売場が認められていますが、酒税についても免税販売を行うことはできますか。

【答】

自動販売機型輸出物品販売場は、免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機を設置することで人員の配置が不要とされる輸出物品販売場の制度ですが、酒類の販売においては、販

売業務に従事する使用人その他の従業者の配置が必要なため、本制度の対象とはなっていません。

問 13　酒類の蔵置場で輸出酒類販売場の許可を受けることはできますか。

【答】

酒類製造者が設置する蔵置場については、以下の要件の全てを満たす場合に輸出酒類販売場の許可を受けることができます。

① 酒税法第 28 条第１項（第３号に係る部分に限ります。）の規定により設置の許可を受けた酒類の蔵置場であること

② ①の蔵置場の所在地と酒類の製造場の所在地が同一の税務署の管轄区域内にあり、かつ、同一の市町村（特別区を含み、地方自治法で規定する指定都市にあっては、区又は総合区）の区域内にあること

③ 酒類の製造に関する見学施設その他の酒類の製造に関する情報を提供できる施設又は当該施設の利用と併せて利用すべき場所と認められること

なお、輸出酒類販売場の許可が受けられる酒類製造者については、酒税法第 28 条第６項及び第 28 条の３第４項の規定により酒類製造者とみなされた者が除かれますので、酒類の製造免許を受けていない者が設置する蔵置場については、輸出酒類販売場の許可を受けることはできません。

問 14　輸出酒類販売場を移転する場合の手続について教えてください。

【答】

輸出酒類販売場は、酒類の製造場ごとに許可を受ける必要があり、移転前の販売場についての許可の効力は移転後の販売場に及ばないため、輸出酒類販売場を移転する場合には、「輸出酒類販売場廃止届出書」を移転前の販売場の所在地を所轄する税務署長に提出し、「輸出酒類販売場許可申請書」を移転後の販売場の所在地を所轄する税務署長に提出し改めて許可を受ける必要があります。

Ⅱ　販売できる酒類の範囲

問 15　輸出酒類販売場で販売する全ての酒類について、酒税の免税販売を行うことはできますか。

【答】

輸出酒類販売場において酒税の免税販売を行うことができる酒類は、以下の４つの要件の全てを満たす必要があります。

① 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が受けている製造免許と同一の品目の酒類であること

② 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が製造した酒類（注１）であること

③　消費税法第８条第１項の規定により消費税が免税される酒類（注２）であること

④　免税購入対象者が輸出するために購入する酒類であること

（注１）酒類製造者が製造した酒類には、自己の他の製造場で製造した酒類及び自己の商標を付した酒類を含みます。

（注２）同一の免税購入対象者に対する同一の輸出酒類販売場における１日の販売価額の合計額が５千円以上であることなどが要件とされています。

問 16　当社は、自社で製造した酒類と海外から輸入した酒類をブレンドしたものを販売していますが、その酒類について、酒税の免税販売を行うことはできますか。また、他の酒類製造者から仕入れた酒類を、自己のラベルを用いて販売する場合であっても酒税の免税販売を行うことはできますか。

【答】

本制度では、輸出酒類販売場において、自己の製造した酒類のほか、自己の製造した酒類と同一の商標（ラベル）を用いて販売する酒類についても酒税の免税販売を行うことができます。

問 17　当社は、輸出酒類販売場で他社銘柄の酒類も取り扱っていますが、他社銘柄の酒類は、酒税の免税販売を行うことはできますか。

【答】

自己の製造した酒類に該当しない酒類については、本制度の適用はありません。

問 18　輸出酒類販売場では、一人の免税購入対象者に対して酒税の免税販売を行う場合の販売数量に制限はありますか。

【答】

一人の免税購入対象者に対して酒税の免税販売を行う場合の販売数量に制限はありません。

問 19　輸出酒類販売場では、一人の免税購入対象者に対して酒税の免税販売を行う場合の販売金額に制限はありますか。

【答】

同一の免税購入対象者に対する同一の輸出酒類販売場における１日の販売価格の合計額が５千円以上の場合とされています。

問 20　販売価格の合計額が５千円以上であるかどうかの判定は、消費税及び酒税込みの価格で行うのですか。

【答】

５千円以上であるかどうかの判定を行う場合の販売価格の合計額は、免税購入対象者に対して販売する際の消費税抜きの価格となります。

問 21　１本の価格が５千円以上の酒類でなければ免税対象にはならないのですか。

【答】

１本の価格が５千円以上の酒類に限らず、酒類を２本以上販売した場合や酒類と他の物品とを組み合わせて販売した場合に、その販売価格の合計額が５千円以上であれば酒税の免税販売を行うことができます。例えば、酒類の販売価格が２千円、酒類以外の物品の販売価格が４千円であれば、販売価格の合計で５千円以上となりますのでその酒類は酒税の免税販売を行うことができます。

Ⅲ　免税販売の方法

問 22　輸出物品販売場で行う消費税の手続との違いについて教えてください。

【答】

輸出酒類販売場で行う酒税の免税販売の手続については、輸出物品販売場で行う消費税の手続とほぼ同一ですが、購入記録情報に免税酒類（本制度の適用を受けて酒税の免税販売を行う酒類をいいます。以下同じです。）の税率の適用区分やその区分ごとの数量（酒類購入記録情報）を記録する必要があります。なお、酒類購入記録情報も購入記録情報と同様に保存しなければなりません。

問 23　酒類購入記録情報とは何ですか。

【答】

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、販売の際、酒類購入記録情報を、電子情報処理組織を使用し、消費税の購入記録情報（購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入者の購入の事実を記録した電磁的記録）の提供に併せて、遅滞なく国税庁長官に提供しなければなりません。

酒類購入記録情報とは、免税酒類の税率の適用区分（品目を含みます。）及びその区分ごとの数量が記録された電磁的記録をいいます。

なお、税率については、租税特別措置法第 87 条（承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例）の規定を適用しない税率を入力することとなります。

問 24　免税販売の対象となる「免税購入対象者」とは、どのような者をいうのですか。

【答】

輸出酒類販売場における免税販売は、外国人旅行者等の「免税購入対象者」に対する販売に限られます。

「免税購入対象者」とは、外国為替及び外国貿易法第６条第１項第６号に規定する非居住者であって、一定の要件を満たす者をいい、具体的には、次のとおりです。

日本国籍の 有無	免税購入対象者
無	①　「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格をもって在留する者（出入国管理及び難民認定法別表１の１、１の３） ②　寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可を受けて在留する者（出入国管理及び難民認定法14～18）
有	非居住者であって、国内以外の地域に引き続き２年以上住所又は居所を有する者であることについて、その者に係る個人番号カード（マイナンバーカード）又は領事館の在留証明若しくは戸籍の附票の写し（最後に入国した日から起算して６月前の日以後に作成されたものに限ります。）により確認された者

（注）在留証明には、電磁的記録で提供されるもの（いわゆる e-証明書）や e-証明書を紙に印刷したものを含みます。

問 25　輸出酒類販売場としての許可を受けた製造場（販売場）において、外国人事業者に対して免税販売を行うことはできますか。

【答】

輸出酒類販売場における免税の対象となる物品は、その用途を問わないので、本制度による酒税の免税販売の対象となり、外国人事業者に対して免税販売を行うことができます。

（注）輸出酒類販売場を経営する酒類製造者自らが、外国人事業者の指定する国へ輸出する目的で、酒類をその製造場から移出する場合には、酒税法第 29 条の輸出免税の適用を受けることができます。この場合には、当該酒類製造者が当該移出をした日の属する月分の申告書（期限内に提出するものに限ります。以下同じです。）に免税を受けようとする酒類の数量等を記載するとともに、当該酒類の輸出に関する明細を明らかにする必要があります。

問 26　酒税の免税販売の際に、購入者へ説明する必要事項について教えてください。

【答】

消費税の輸出物品販売場制度と同様に、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、免税販売手続の際、免税購入対象者に対して、「税関の確認は購入日から 90 日以内の出国時に旅券を提示し、かつ、免税購入対象者は税関の求めに応じて免税酒類を提示できるようにしなければならない」旨や「税関の確認を受けた免税酒類を遅滞なく輸出しなければならず、それを輸出しなかった場合には、免税された酒税額に相当する額を徴収され、かつ、罰則の適用対象となる」旨を説明する必要があります。

（注）税関の確認は、空港等で手荷物の機内預けをした後に受けることはできません。そのため、手荷物の機内預けをする前に税関の確認を受ける必要がある旨を説明します。

問 27　輸出酒類販売場で、自己が製造した酒類と他者が製造した酒類の両方を販売している場合には、適切な商品管理や表示が必要になると思いますが、どのような管理をする必要がありますか。

【答】

輸出酒類販売場で、自己が製造した酒類と他者が製造した酒類の両方を販売している場合には、酒税の免税の対象となる自己が製造した酒類と他者が製造した酒類が混在しないような区分けや免税販売の対象である旨の表示などの管理が求められます。

問 28　輸出酒類販売場から外国に直送することは可能ですか。

【答】

消費税の輸出物品販売場制度では、免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その場で免税対象物品を運送事業者へ引き渡す免税販売方式（いわゆる直送制度）については、消費税法第７条（輸出免税制度）の規定により免税の適用を受けることができることとされていますが、輸出酒類販売場制度では、直送制度は廃止されました。

（注）輸出酒類販売場を経営する酒類製造者自らが、外国人事業者の指定する国へ輸出する目的で、酒類をその製造場から移出する場合には、酒税法第 29 条の輸出免税の適用を受けることができます。この場合には、当該酒類製造者が当該移出をした日の属する月分の申告書に免税を受けようとする酒類の数量等を記載するとともに、当該酒類の輸出に関する明細を明らかにする必要があります。

問 29　輸出酒類販売場で購入した免税酒類を免税購入対象者がＥＭＳ郵便物等を用いて国外に発送（いわゆる別送）した場合の取扱いについて教えてください。

【答】

消費税の輸出物品販売場制度と同様に、令和７年３月 31 日までに購入した免税酒類については、いわゆる別送の取扱いが認められていましたが、この取扱いは、同日をもって廃止されましたので、令和７年４月１日以降に購入した免税酒類については、ご質問のように輸出酒類販売場で購入した免税酒類を免税購入対象者が出国する前に例えばＥＭＳ郵便物として国外に発送（いわゆる別送）し、出国時にその免税酒類を所持していない場合、その酒類を輸出したことを証する書類を提示したとしても免税酒類を持ち出す（輸出する）ことについて税関の確認を受けることはできません。

そのため、別送した免税酒類については、輸出酒類販売場において税関確認情報の提供を受けることができないため、免税購入対象者は酒税相当額の返金を受けられないこととなります。

（注）別送の取扱いとは、免税購入対象者が購入した免税酒類を出国前に郵便物等として輸出し、出国時に免税酒類を所持していない場合で、税関に輸出を証する書類（郵便局が発行する引受証及び発送伝票の控え等）を提示し、その書類により免税酒類を輸出したことが明らかなときは、輸出の確認を受けることができる取扱いをいいます。

問 30　酒類の製造場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合の記帳については、どのようにすればよいですか。

【答】

酒類の製造場で許可を受けている輸出酒類販売場における記帳については、酒類の製造場において通常行っている記帳をしてください。

問 31　酒類の製造場に近接する酒類の販売場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合の販売場における記帳については、どのようにすればよいですか。

【答】

酒類の製造場と一の製造場とみなされた輸出酒類販売場では、酒類の製造場としての申告義務・記帳義務等が課されることになります。

ただし、他の酒類製造者や酒類卸売業者から酒税が課税された酒類を受け入れた後、その酒類について、帳簿上、自己の製造した酒類と明確に区分して記帳している場合など、本制度の適用がないことを明らかにしている場合の申告義務・記帳義務については、酒類の製造場にある酒類とは取り扱わずに、酒類の販売場にある酒類として取り扱うこともできます。

問 32　酒類の製造場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合における免税販売を行った酒類に係る酒税申告の方法について教えてください。

【答】

輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場で免税販売を行った酒類は、①その販売した日の属する月分の酒税納税申告書（期限内に提出するもので、免税を受けようとする酒類の数量等を記載しているものに限ります。以下同じです。）を提出し、②酒類購入記録情報及び税関確認情報等を保存することにより、酒税の免税の適用を受けることができます。

問 33　酒類の製造場に近接する酒類の販売場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合における免税販売を行った酒類に係る酒税申告の方法について教えてください。

【答】

輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の販売場で免税販売を行った酒類は、①近接した酒類の製造場におけるその販売した日の属する月分の酒税納税申告書を提出し、②酒類購入記録情報及び税関確認情報等を保存することにより、酒税の免税の適用を受けることができます。

問 34　免税購入対象者が、購入した酒類を出国前に消費や転売した場合は、販売をした酒類製造者が酒税を負担することになるのでしょうか。

【答】

免税販売手続を行った酒類を免税購入対象者が出国前に消費や転売した場合、免税購入対象者は出国時に、その酒類を持ち出す（輸出する）ことにつき税関の確認を受けることができないため、輸出物品販売場を経営する事業者において税関確認情報を取得することはできず、免税の適用を受けることはできないことになります。

なお、免税購入対象者から、出国前に当該酒類を消費した等の申し出があった場合には、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者においては、免税購入対象者に対し、輸出酒類販売場において税関確認情報の提供を受けることができないため、免税の適用とならない旨、を説明した上で、販売時に国税庁（免税販売管理システム）に提供した購入記録情報及び酒類購入記録情報については、これを取り消す対応（取消データの送信）を行います。

また、税関による免税酒類を持ち出す（輸出する）ことの確認は、購入記録情報及び酒類購入記録情報を単位として行われます。したがって、税関での確認を受ける際に、同一の購入記録情報及び酒類購入記録情報に含まれる物品のうち、一つでもその物品を所持していなかった場合には、当該購入記録情報及び酒類購入記録情報に含まれる全ての物品について、免税購入対象者はその確認を受けることはできず、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者も税関確認情報を取得することはで

きないため、その購入記録情報及び酒類購入記録情報に含まれる全ての物品について免税の適用は受けられません。

（注）購入記録情報の単位とは、一の販売（領収）単位（基本的には、取引ごとに領収書やレシート等の書類を交付することが一般的であると考えられますので、このような取引の単位）をいいます。

問 35　酒税についての税関確認情報は、消費税についての税関確認情報と別々に提供されますか。

【答】

税関確認情報は、購入記録情報及び酒類購入記録情報ごとに提供されることとされていますが、購入記録情報と併せて提供した酒類購入記録情報に対しては、消費税と酒税について一の税関確認情報が提供されます。

なお、酒税についての購入記録情報も、消費税についての税関確認情報と同様に保存しなければなりません。

問 36　税関確認情報は、いつ保存すればよいですか。

【答】

問 32 及び問 33 の申告までに税関確認情報を保存することが原則となります。

問 37　免税販売した酒類に係る税関確認情報の提供が、その販売した日の属する月分の酒税納税申告書の提出より後となる場合の酒税申告の方法を教えてください。

【答】

免税購入対象者が免税酒類を輸出することにつき税関長の確認を受けるのは、その購入した日から 90 日以内とされていますので、税関確認情報の提供が、その販売した日の属する月分の酒税納税申告書の提出より後となる場合が考えられます。この場合には、当該免税酒類を移出した日の属する月分の酒税申告における申告書において課税移出としてください。

その後、当該移出した免税酒類に係る税関確認情報の提供を受けたときには、速やかに、当該税関確認情報を保存し、酒類税関確認情報を保存した日の属する月分の酒税申告における申告書において、当該保存した酒類税関確認情報に係る免税酒類の数量を、輸出免税数量に加算してください。なお、その製造場から課税移出した数量が、同一月内における当該製造場の税関確認情報の保存に係る免税酒類の数量に満たない品目がある場合には、その満たない品目の数量については、申告書において、当該免税酒類を当該製造場に戻し入れ、更に当該製造場から輸出免税の適用を受けて移出したこととして申告してください。

問 38　毎月、課税移出がほとんどない場合に、免税販売した酒類に係る税関確認情報の提供が、その販売した日の属する月分の酒税納税申告書の提出より後となるときの酒税申告の方法を教えてください。

【答】

継続的に、その製造場から課税移出した数量が、同一月内における当該製造場の税関確認情報の保存に係る免税酒類の数量に満たない場合には、当該製造場から移出をした日の属する月分の酒税申告における申告書において輸出免税数量とし、当該免税酒類に係る税関確認情報の保存ができないことが確実となった日の属する酒税申告において、課税移出したこととして申告してください。